

## 航空整備士実地試験要領等の一部改正案について

### 1. 背景

欧州において、電気を動力源とする発動機（以下、「電動機」という。）を装備した動力滑空機（以下、「電動動力滑空機」という。）の開発や普及が進んでおり、我が国においても、当該滑空機の導入が見込まれている。

電動動力滑空機の導入にあたり、当該滑空機の整備を行う整備士においては、既存の動力滑空機との差異が少なく、同じ等級で取り扱うことが可能であるものの、従来のピストン発動機以外に電動機と高電圧バッテリーを加え、その整備に必要な知識及び能力を有している必要があることから、関連通達に定める学科試験の科目名と免除科目を見直すとともに、実地試験において、その知識及び能力を確認するため、「航空整備士実地試験要領」の改正を行う。

また、操縦士においても、既存の動力滑空機との差異が少なく、同じ等級で取り扱うことが可能であるものの、電動動力滑空機を適切に運航するための一般的知識（電気火災への対応等）は必要となることから、当該機を初めて操縦する者に対しては、必要な知識を習得するための教育訓練を実施することとし、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の改正を行う。加えて、今後は電動動力滑空機で技能証明等を取得する者も想定されることから、その者がピストン発動機を装備した滑空機を初めて操縦する場合には、当該機を適切に運航するために必要な知識を習得するための教育訓練を実施することとし、ガイドラインに追加する。

### 2. 改正概要

#### （1）整備士について

- ① 「航空整備士実地試験要領（国空乗第 80 号 平成 18 年 5 月 31 日）」  
航空整備士実地試験要領の別表 7 に電動機及び発動機用バッテリーなどに関する項目の追加と誤記修正を行う。
- ② 「航空従事者技能証明等に関する事務処理要領（空乗第 248 号 昭和 51 年 4 月 26 日）」

( 別添 )

新たに電動機などが加わるため、航空従事者技能証明等に関する事務処理要領に定める動力滑空機の学科試験の科目名「ピストン発動機」を「発動機」に変更するとともに、新たに改正表を追加する。

- ③ 「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（国空乗第 351 号 平成 15 年 12 月 24 日）」と「旧資格を有する者が新資格を申請する場合において免除の申請ができる学科試験科目表（整備士）（空乗第 2150 号 平成 12 年 9 月 19 日）」

新たに電動機などが加わるため、既得の技能証明の等級「ピストン発動機」などを有する者が動力滑空機の整備士資格を受験する際に、免除される学科試験の科目を適用外とする。

## (2) 操縦士について

- ① ガイドライン（空乗第 1055 号 令和 2 年 6 月 29 日）

ガイドラインに「ピストン発動機を装備した滑空機を初めて操縦する場合」及び「電動機（電気を動力源とする発動機）を装備した滑空機を初めて操縦する場合」を追加する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・適用：令和 8 年 6 月頃

以上